

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 浩喜会（以下「この法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。非常勤役員に対しては理事会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員は無報酬とする。但し、別表第2のとおり理事会出席等の謝金を支払う。
- 3 常勤の理事に対する役員賞与は別表第3「常勤役員賞与」のとおりとし、理事会の承認を得るものとする。
- 4 常勤の理事に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出にされる額とする。
- 5 評議員は無報酬とする。但し、別表第5のとおり評議員会出席等の謝金を支払う。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年3月10日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ・報酬月額は当法人制定、給与規程、別表4に基づき支給する。

別表第2 非常勤役員の謝金

- ・理事会出席等、必要な都度謝金として1人、一律 5,000円とする。

別表第3 常勤の理事の退職手当の算出要領

- ・退職手当金は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度により支給する。

別表第4 常勤の理事の役員賞与

- ・当法人制定、給与規程を準用し、報酬月額に係数を乗じ算出する。

係数については、当法人の経営状況を考慮し決定する。

別表第5 評議員の謝金

- ・評議員会出席等、必要な都度、謝金として1人、一律 5,000円とする。